

# 食のプロフェッショナルチームアドバイザー派遣要領

## 1 派遣の趣旨

生産者の収益力を強化するための生産から加工、販売事業に進出する6次産業化の取組や、農林水産業と関連産業が連携して新たなビジネスを生み出す農商工連携の取組を推進するため、食品流通等の専門家を派遣し、県内の生産者や食関連事業者、教育機関（以下「農林漁業者等」という。）に対する指導・助言を行う。

## 2 アドバイザーの派遣先

アドバイザーを派遣する先は、次のとおりとする。

- (1) 6次産業化に取り組んでいる農林漁業者等又は6次産業化を志向する農林漁業者等
- (2) 農林水産部流通課（以下「流通課」という。）事業により、委託事業を受託又は補助事業を実施したことがある農林漁業者等
- (3) 広域振興局等から派遣依頼のあった農林漁業者等
- (4) 県若しくは市町村又は支援機関等が開催するセミナー、相談会、商談会等
- (5) その他アドバイザーの派遣が必要と認められる農林漁業者等

## 3 アドバイザー派遣手続き

- (1) アドバイザーの派遣を依頼しようとする広域振興局等及び農林漁業者等（以下「派遣依頼者」という。）は、別紙様式「食のプロフェッショナルチームアドバイザー派遣依頼書」を流通課総括課長あてに提出するものとする。

なお、広域振興局等の県機関が、派遣を依頼する場合には、派遣に係る事業の資料等に代えることができる。

- (2) 流通課は、以下の要件に照らし、アドバイザー派遣の可否を決定する。

なお、派遣しないと決定した場合、派遣依頼者に食のプロフェッショナルチームアドバイザーを紹介することがある。

- ① アドバイザーの派遣先が2に定める農林漁業者等であること
- ② アドバイザーの派遣を依頼する目的が明確であること
- ③ アドバイザーの派遣により、6次産業化や農商工連携の取組を促進する効果が期待されること

- (3) 派遣の日程は、派遣依頼者の希望とアドバイザーのスケジュールを流通課において調整のうえ、決定する。

- (4) 派遣当日は、原則として県職員（流通課職員又は広域振興局等職員）がアドバイザーに同行するものとする。

なお、流通課職員が同行しない場合、広域振興局等の職員は事業の実施状況を流通課に報告するものとする。ただし、広域振興局等の県機関が派遣依頼者の場合は、復命書に代えることができる。

## 4 経費の負担

3の(2)により、流通課が派遣を決定した場合、アドバイザーの派遣に要する経費（報償費及び旅費）は、原則として、流通課が予算の範囲内で負担する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年9月19日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年2月22日から施行する。

【様式1】

食のプロフェッショナルチームアドバイザー派遣依頼書

令和 年 月 日

岩手県農林水産部流通課総括課長 あて

1 派遣依頼者

- (1) 名称：
- (2) 所在地：
- (3) 代表者職・氏名
- (4) 担当者職・氏名
- (5) 連絡先
  - 電話：
  - FAX：
  - e-mail：

2 派遣を希望するアドバイザー名（希望があれば記入）

3 アドバイザー派遣の目的及び依頼の内容（具体的に）

4 アドバイザーの派遣による効果

5 派遣の依頼を希望する日時等（希望があれば記入）

- (1) 希望日時：
- (2) 場所：